

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行等の在り方について（第3次答申案。「適正な飼養管理基準の具体化」に係るもの）

I 背景・経緯

令和元年6月19日に動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下「改正法」という。）が公布され、第一種動物取扱業による適正飼養等の促進や都道府県知事による不適正飼養に対する指導等の拡充措置等について新たな規定が設けられた。また、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号。以下「基本指針」という。）が前回策定後から約5年後の平成30年度を目途として見直しを行うこととされていたことから、改正法の内容も踏まえた見直しが必要となっていた。

これらのことから、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第43条の規定に基づき、改正法の施行に必要となる省令、基準、基本指針等の検討を総合的に行うため、令和元年10月8日、環境大臣より中央環境審議会に対して、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行等の在り方」について諮問され、中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）第5条に基づき、令和元年10月9日に動物愛護部会に付議された。

この諮問については動物愛護部会での審議を経て、中央環境審議会会長から環境大臣に対して令和2年1月24日に第1次答申が、同年3月26日に第2次答申がなされた。

検討事項として残された諮問項目のうち、諮問3から5並びに9及び10（下記の諮問事項一覧を参照）については、実質的な内容は平成30年3月に環境省自然環境局に設置された「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」（以下「検討会」という。）において、科学的知見等に基づき専門的な見地から検討が進められてきた。検討会は、検討結果を令和2年8月31日に「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会とりまとめ報告 適正な飼養管理の基準の具体化について」（以下「検討会報告」という。）として公表し、動物愛護部会は同年10月7日にその報告を受けた。動物愛護部会では、検討会報告の内容に基づき関連する環境省令の内容について検討を行い、第3次答申として取りまとめた。

●動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行等の在り方について（諮問）（抄） （別紙）

※太字が今回の答申案に関する項目

1. 法第5条第1項の規定に基づき環境大臣が定める、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針について
2. 法第7条第7項の規定に基づき環境大臣が定める、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準について
3. 法第12条第1項の規定に基づき環境省令で定める、動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するために必要な基準について
4. 法第12条第1項の規定に基づき環境省令で定める、飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準について
5. 法第12条第1項の規定に基づき環境省令で定める、犬猫等安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安

全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るための適切な基準について

6. 改正法による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第 12 条第 1 項第 7 号の 2 の規定に基づき環境省令で定める、第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者について
7. 新法第 12 条第 1 項第 8 号の規定に基づき環境省令で定める、法人の使用人について
8. 新法第 12 条第 1 項第 9 号の規定に基づき環境省令で定める、個人の使用人について
9. 法第 21 条第 1 項の規定に基づき環境省令で定める、第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関する基準について
10. 法第 24 条の 4 において準用する法第 21 条の規定に基づき環境省令で定める、第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関する基準について
11. 新法第 25 条第 1 項の規定に基づき環境省令で定める、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺的生活環境が損なわれている事態について
12. 新法第 25 条第 4 項の規定に基づき環境省令で定める、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態について
13. 法第 35 条第 7 項の規定（法第 36 条第 3 項において準用する場合を含む。）に基づき環境大臣が定める、犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について
14. 法第 40 条第 2 項の規定に基づき環境大臣が定める、動物を殺さなければならない場合の動物に苦痛を与えない方法に関し必要な事項について

II 答申の考え方

諮問 3 から 5 並びに 9 及び 10 に示された内容は、第一種動物取扱業者の登録の拒否事由に係る基準（登録基準）、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関する基準（遵守基準）についてであるが、法の改正を受けてまとめられた検討会報告Ⅱ．基本的な視点を踏まえ、今般具体化する基準の対象は犬猫を取り扱う事業者全般とし、また、第一種動物取扱業に限らず譲渡団体等の第二種動物取扱業にも準用される基準とする。

この第 3 次答申は、犬猫に係る飼養管理基準を具体化したものであるが、犬猫以外の哺乳類、鳥類及び爬虫類に係る基準についても、今後検討を進める必要がある。

また、これまでの遵守基準は、法第 21 条第 1 項の環境省令で定める基準（法第 24 条の 4 第 1 項の規定に基づき第二種動物取扱業者に準用する場合を含む。）は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号。以下「規則」という。）に規定されるとともに、規則に基づき定められた「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」（平成 18 年 1 月環境省告示第 20 号）及び「第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」（平成 25 年 4 月環境省告示第 47 号）に具体的な内容が規定されていた。今般の犬猫の飼養管理基準の具体化に伴い、自治体や動物取扱業者が基準を理解しやすいようにするという観点から、これら 2 つの細目は廃止し、細目の内容を含めた遵守基準を規定する「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（基準省令）」を新たに制定するのが適切である。

加えて、第一種動物取扱業の登録基準を定める法第 12 条第 1 項の環境省令で定める各基準について、遵守基準の具体化に伴い必要な準用規定を措置する必要がある。

Ⅲ 答申の内容

1. 基本的事項

(1) 基準省令の構成

検討会報告を踏まえて具体化した新たな基準と現行規定に定める基準を包括的に規定する「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（基準省令）」を新たに制定する。

これに伴い、現行の関連規定については以下の措置を講ずる。

- ・第一種動物取扱業の遵守基準を規定する規則第8条を削除する。
- ・第二種動物取扱業者の遵守基準を規定する規則第10条の9を削除する。
- ・「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」（平成18年1月環境省告示第20号）を廃止する。
- ・「第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」（平成25年4月環境省告示第47号）を廃止する。

また、犬猫等販売業者によるマイクロチップの装着・登録等の義務（令和4年6月1日施行）について、今後のマイクロチップ関係省令の検討にあわせて、基準省令における遵守事項としても規定することとする。

(2) 基準省令の対象範囲

今般基準の具体化の対象とする事業者の範囲は、犬猫を取り扱う事業者全般とする。具体的には、第一種動物取扱業者のうち、犬猫の販売業（ブリーダー、ペットショップ等）、保管業（ペットホテル等）、貸出業、訓練業、展示業（猫カフェ等）、競りあっせん業、譲受飼養業（老犬・老猫ホーム等）を含み、第一種動物取扱業者（営利）に限らず、譲渡団体等の第二種動物取扱業者（非営利）にも準用する。

(3) 基準省令の施行期日

令和3年6月1日（令和2年政令第240号）とし、一部の規定については経過措置を検討する。

環境省、関係行政機関、第一種動物取扱業者・第二種動物取扱業者等の連携を図り、基準の適用に伴う遺棄、殺処分、不適正飼養等を生じさせないよう、繁殖を引退した犬猫や保護犬猫の譲渡が促進される環境づくりを進める。事業者が基準の適用に向けて犬猫の飼養環境の改善を図るとともに、これらの環境づくりを進めるための期間も考慮し、飼養設備の規模、従業者の員数、繁殖に係る基準については、経過措置について検討する。

(4) 犬猫以外の動物の取扱い

今回の改正事項は、改正法の規定を受け、犬猫に係る飼養管理基準を具体化したものだが、犬猫以外の哺乳類、鳥類及び爬虫類に係る基準についても、今後検討を進めるものとする。

2. 施策の効果的な取組を推進するための措置

(1) 基準の解説書（仮称）の策定

事業者及び事業者の指導監督を行う自治体職員に対し、基準の考え方や基準を満たす状

態等をわかりやすく示すとともに、それぞれの事業者が基準に適合するだけでなく、よりよい飼養管理を実現することができるよう、基準の具体化に併せて以下の事項を説明する「基準の解説書（仮称）」を策定する。

- ① 基準を満たさず状態（満たさない状態）の例示
- ② 基準を適用した場合の代表的な品種ごとの具体的数値
- ③ 基準を満たすだけでなく、より理想的な飼養管理の考え方 等

（２）自治体の取組の支援の充実

基準を満たさない不適切な状態を放置し、速やかに改善する意志がないような悪質な事業者に対しては、勧告、命令、取消処分、刑事告発といった手段を効果的に活用するといった厳格な対応が必要となる。このため、（１）の基準の解説書（仮称）の策定に加え、環境省は、自治体の迅速な対応を支える相談窓口を設置し、これらの行政処分に関するノウハウの蓄積や自治体へのフィードバックを推進する。

（３）国民的な議論の推進

譲渡促進の観点から、できる限り早い段階で譲渡されるための効果的な施策を推進するための議論の場を設置することが必要である。また、長い品種改良の歴史の中で、母体の安全のために帝王切開による出産が基本となる犬種や特有の疾患のリスクがある犬種が存在することなどを踏まえ、犬猫の品種の多様性や人の動物への関わり方について、今後、幅広い視点から国民的な議論を進めていくことが必要である。

3. 環境省令に規定する事項の概要

（１）飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項【基準省令第2条第1号及び第3条第1号】

●運動スペース分離型（ケージ飼育等）の基準

<寝床や休息場所となるケージ>

- ・ 犬：タテ体長の2倍×ヨコ体長の1.5倍×高さ体高の2倍とする。
- ・ 猫：タテ体長の2倍×ヨコ体長の1.5倍×高さ体高の3倍とする（棚を設け2段以上の構造とする）。
- ・ 複数飼養する場合：各個体に対する上記の広さの合計面積を確保する。

<運動スペース>

- ・ 一体型の基準（後述）と同一以上の広さを有する運動スペースを確保し、1日3時間以上運動スペースに出し運動させることを義務付ける。※第7号で規定
- ・ 運動スペースは、常時運動に利用可能な状態で維持管理することを義務付ける。

●運動スペース一体型（平飼い等）の基準

- ・ 犬：分離型のケージサイズの床面積の6倍×高さ体高の2倍とする。複数飼養する場合は、分離型のケージサイズの3倍×頭数分の床面積を確保する。
- ・ 猫：分離型のケージサイズの床面積の2倍×高さ体高の4倍とする（2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする）。複数飼養する場合は、分離型のケージサイズ×頭数分の床面積を確保する。

- ・ 繁殖時：親子当たり上記の1頭分の面積を確保する（親子以外の個体の同居は不可とする）。

●ケージ等の構造等

- ・ 金網の床材としての使用を禁止する（四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く）。ケージ等及び訓練場に錆（サビ）、割れ、破れ等の破損がないことを義務付ける。

(2) 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項【基準省令第2条第2号及び第3条第2号】

- ・ 犬：1人当たり繁殖犬15頭、販売犬等20頭までとする。
- ・ 猫：1人当たり繁殖猫25頭、販売猫等30頭までとする。
いずれも、親と同居している子犬・子猫は頭数に含めないこととする。
- ・ 犬と猫の双方を飼養する場合は、上記を踏まえ、それぞれの飼養頭数の上限を設定する（例えば、販売犬が10頭の場合、販売猫は15頭、計25頭までとする）。

(3) 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項【基準省令第2条第3号及び第3条第3号】

- ・ 動物の健康に支障が出るおそれがある状態（寒冷時や高温時に動物に発現する状態）の禁止、温度・湿度計の設置を義務付ける。
- ・ 臭気により環境を損なわないように清潔を保つことを義務付ける。
- ・ 自然光や照明による日照サイクルの確保を義務付ける。

(4) 動物の疾病等に係る措置に関する事項【基準省令第2条第4号及び第3条第4号】

- ・ 定期的な（年1回）獣医師の健康診断を義務付ける。
※繁殖個体等の1年以上飼養する個体を対象とする。
※繁殖個体においては、雌雄ともに繁殖に関する診断を受けることを義務付ける。

(5) 動物の展示又は輸送の方法に関する事項【基準省令第2条第5号及び第3条第5号】

- ・ 長時間連続して展示を行う場合には休息ができる設備に自由に移動することが可能となる状態を確保することを義務付ける。ただし、上記の状態を確保できない場合は、6時間おきに休憩（展示を行わない時間）を設けることを義務付ける。
- ・ 輸送後2日間以上その状態を観察することを義務付ける。

(6) 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項【基準省令第2条第6号及び第3条第6号】

- ・ 犬：生涯出産回数は6回までとする。
かつ、メスの交配は6歳まで（満7歳未満）とする。
ただし、満7歳時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配は7歳まで（満8歳未満）とする。

- ・ 猫：メスの交配は6歳まで（満7歳未満）とする。
ただし、満7歳時点で生涯出産回数が10回未満の場合は、7歳まで（満8歳未満）とする。
- ・ 年齢や出産回数にかかわらず、繁殖に適さない個体は交配を認めない。
- ・ 必要に応じて獣医師等による診療や助言を受けることを義務付ける。帝王切開を行う場合にあっては、獣医師に行わせるとともに、実施した獣医師による出生証明書と母体の状態に関する診断書（次回の繁殖に対する指導・助言）の交付を受けることを義務付ける。

(7) その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項（動物の管理に関する事項）【基準省令第2条第6号及び第3条第6号】

- ・ 不適切な被毛、爪等の状態を直接的に禁止する。
（被毛に糞尿等が固着した状態、毛玉で覆われた状態、爪が伸びたまま放置されている状態等）
- ・ 人とのふれあいの実施（散歩や遊具を用いた活動等）を義務付ける。
- ・ 分離型の場合は、1日3時間以上、一体型の基準と同一以上の広さを有する運動スペース等に出し運動させることを義務付ける。
- ・ 清潔な給水の確保を義務付ける。

4. 環境省令に規定する事項

(1) 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（新規基準省令）

現行の規則及び基準の細目（告示）に定める事項を含む第一種動物取扱業者・第二種動物取扱業者の包括的な遵守基準を新たな環境省令（基準省令）として定める。

※下線・赤字：犬猫の飼養管理基準の具体化に伴い新設・改正した部分。

※斜体：現行の規則・細目の規定を新たな規則に位置づけたもの。【】内は現行の規定の該当条項（規則：規則第八条（第一種動物取扱業者の遵守基準）又は規則第十条の九（第二種動物取扱業者の遵守基準）、①細目：第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目、②細目：第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目）を示す。

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第21条第1項の規定（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）に基づき、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 運動スペース一体型飼養等 犬又は猫の寝床及び休息場所並びに運動場の機能が一体的に備わったケージ等を使用して犬又は猫を飼養又は保管をすることをいう。
- 二 運動スペース分離型飼養等 犬又は猫の寝床及び休息場所として用いるケージ等並びに運動場として用いるケージ等（以下「運動スペース」という。）の両者を使用して犬又は猫を飼養又は保管をすることをいう。

（第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準）

第二条 法第21条第1項の規定による第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるところとする。

一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

イ 飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。【①細目第二条】

- (1) 定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。
- (2) 1日1回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。
- (3) 清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。
- (4) 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施

設の開口部を適切に管理すること。

- (5) 動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。
- (6) 臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設的环境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること。
- (7) ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。
- (8) 動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施設設備を備えること。

ロ 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。【①細目第三条】

(1) ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

(イ) 犬猫以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。【①細目第三条第一号】

(ロ) 犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。

(i) 犬にあっては、1頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長（胸骨端から坐骨端までの長さをいう。以下同じ。）の2倍以上、横の長さが体長の1.5倍以上及び高さが体高（地面からキ甲部までの垂直距離をいう。以下同じ。）の2倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、縦の長さがこれらの犬の体長の合計の2倍以上、横の長さがこれらの犬の体長の合計の1.5倍以上及び高さがこれらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の2倍以上）とすること。

(ii) 猫にあっては、1頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の2倍以上、横の長さが体長の1.5倍以上及び高さが体高の3倍以上（複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、縦の長さがこれらの猫の体長の合計の2倍以上、横の長さがこれらの個体の体長の合計の1.5倍以上及び高さがこれらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の3倍以上）とするとともに、ケージ等内に1以上の柵を設けることにより、当該ケージ等を2段以上の構造とすること。

(iii) 運動スペース一体型飼養等を行う場合にあっては、ケージ等は、それぞれ次のとおりとすること。

① 犬にあっては、1頭当たり（ケージ等内が親とその子犬のみの場合にあっては、子犬はこれを頭数に含めない。）のケージ等の規模は、1頭当たりの床

面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の床面積の6倍（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその2分の1）以上及び高さが体高の2倍以上とすること。

② 猫にあつては、1頭当たり（ケージ等内が親とその子猫のみの場合にあつては、子猫はこれを頭数に含めない。）のケージ等の規模は、1頭当たりの床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の床面積の2倍（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその2分の1）以上及び高さが体高の4倍以上とするとともに、ケージ等内に2以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を3段以上の構造とすること。

(iv) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の広さを有する運動スペースを備えること。

(2) ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。【①細目第三条第二号】また、犬又は猫の飼養施設にあつては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。）とともに、錆、割れ、破れ等の破損がないものとする。

(3) ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とすること。【①細目第三条第三号】

(4) ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること。【①細目第三条第四号】

ハ 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。【①細目第四条】

(1) ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

(2) ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。

(3) ケージ等の清掃を1日1回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあつてはこの限りでない。

(4) ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。

(5) 保管業者及び訓練業者にあつては、(4)に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。

(6) 動物の逸走を防止するため、ケージ等及び訓練場に、必要に応じて施設設備を備えること。

(7) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、運動スペースは、常時、犬又は猫の運動の用に供することができる状態で維持管理を行うこと。

二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。【①細目第五条第一号イ】特に、犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員（常勤の職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値（整

数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。)を職員数とする。) 1人当たりの飼養又は保管をする頭数(親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数(その者の飼養施設にいるものに限る。)は除く。)の上限は、犬については20頭、猫については30頭とし、このうち、繁殖の用に供する犬については15頭、猫については25頭とする。ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限は、別表のとおりとする。

三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

イ 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境(以下「飼養環境」という。)の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間(午後8時から午前8時までの間をいう。以下同じ。)に犬及び猫以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。【①細目第五条第一項第一号ト】

ロ 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺的生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

ハ 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化(昼夜の長さの季節変化をいう。)に応じて光環境を管理すること。

ニ 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。【①細目第五条第一号ヨ】

ホ 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺的生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないように、動物を管理すること。【①細目第五条第一号タ】

四 動物の疾病等に係る措置に関する事項

イ 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにすること。競りあっせん業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合も同様とする。【①細目第五条第二号イ】

ロ 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。【①細目第五条第二号ロ】

ハ 1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、毎年1回以上獣医師による健康診断(繁殖に供する場合にあっては、繁殖の適否に関する診断を含む。)を受けさせ、その結果を記載した診断書を5年間保存すること。

ニ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、高齢猫(生後11年以上の猫を目安とする。以下同じ。)の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。【①細目第五条第二号ハ】

ホ 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。【①細目第五条第二号ニ】

ヘ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。【①細目第五条第二号ホ】

ト ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないように、その発生及び

侵入の防止又は駆除を行うこと。【①細目第五条第二号へ】

チ 販売業者にあつては、契約に当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付すること。また、当該動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。【規則第八条第七号】

五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

イ 動物の展示は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 販売業者、貸出業者及び展示業者(登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。)にあつては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前8時から午後8時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあっては、午前8時から午後10時までの間において行うことを妨げない。この場合において、1日の特定成猫の展示時間(特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻(複数の特定成猫の展示を行う場合にあっては、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻)のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。)は、12時間を超えてはならない。【規則第八条第四号】
- (2) 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。【①細目第五条第一号ル】特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合にあつては、当該犬猫が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行わない時間を6時間ごとに設けること。

ロ 動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあつても、次に掲げる方法により行われるようにすること。【①細目第五条第四号】

- (1) 輸送設備(動物の輸送に係る設備をいう。以下同じ。)は、確実に固定する等により衝撃による転倒を防止すること。
- (2) 輸送中は、常時、動物の状態を目視(監視カメラ等を利用して行うものを含む。)により確認できるよう、必要な設備を備え、又は必要な体制を確保すること。ただし、航空輸送中についてはこの限りでない。
- (3) 輸送する動物の種類及び数は、輸送設備の構造及び規模並びに輸送に従事する者の数に見合ったものとする。
- (4) 輸送設備は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有したものとする。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (5) 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。
- (6) 必要に応じて空調設備を備える等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるようにすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (7) 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (8) 動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中

は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。

(9) 衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺的生活環境の保全に必要な措置を講じること。

(10) 販売業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後2日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。)を目視によって観察すること。

六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあつてはこの限りでない。【①細目第五条第三号イ】

ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。【①細目第五条第三号ロ】

ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合にあつては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。【①細目第五条第三号ハ】

ニ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬を繁殖させる場合には、生涯出産回数を6回までとするとともに、雌の交配時の年齢を6歳以下とすること。ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は7歳以下とする。

ホ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために猫を繁殖させる場合には、雌の交配時の年齢を6歳以下とすること。ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は7歳以下とする。

ヘ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。

ト 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であつて、帝王切開を行う場合にあつては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを5年間保存すること。

チ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、第4号ハに規定する健康診断、トに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

イ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと。

(1) 被毛に糞尿等が固着した状態

(2) 体表が毛玉で覆われた状態

(3) 爪が異常に伸びている状態

(4) その他犬又は猫の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

ロ 販売業者にあつては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物(哺乳類に属する動物に限る。)を販売に供すること。【規則第八条第一号】

ハ 販売業者及び貸出業者にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出しに供すること。【規則第八条第二号】

ニ 販売業者及び貸出業者にあつては、2日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかかなものに限る。)を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。【規則第八条第三号】

ホ 販売業者にあつては、第一種動物取扱業者を相手方として動物を販売しようとする場合には、当該販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を当該第一種動物取扱業者に対して文書(電磁的記録を含む。)を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて当該第一種動物取扱業者に署名等による確認を行わせること。ただし、(2)から(10)までに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。【規則第八条第五号】

(1) 品種等の名称

(2) 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報

(3) 平均寿命その他の飼養期間に係る情報

(4) 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模

(5) 適切な給餌及び給水の方法

(6) 適切な運動及び休養の方法

(7) 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法

(8) 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用(哺乳類に属する動物に限る。)

(9) (8)に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置(不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。)

(10) 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

(11) 性別の判定結果

(12) 生年月日(輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等)

(13) 不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に属する動物に限る。)

(14) 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地(輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては譲渡した者の氏名又は名称及び所在地)

(15) 所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。)

- (16) 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
- (17) 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況(哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。)
- (18) (1) から (17) までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項へ 販売業者にあつては、法第 21 条の 4 の規定に基づき情報を提供した際は、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を行わせること。【規則第八条第六号】
- ト 貸出業者にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。【規則第八条第八号】
- (1) 品種等の名称
 - (2) 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
 - (3) 適切な給餌及び給水の方法
 - (4) 適切な運動及び休養の方法
 - (5) 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
 - (6) 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
 - (7) 性別の判定結果
 - (8) 不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に属する動物に限る。)
 - (9) 当該動物のワクチンの接種状況
 - (10) (1) から (9) までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項
- チ 競りあつせん業者(登録を受けて動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うことを業として営む者をいう。以下同じ。)にあつては、実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者により第 5 号に掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。【規則第八条第九号】
- リ 動物の仕入れ、販売等の動物の取引を行うに当たっては、あらかじめ、当該取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては、当該取引の相手方と動物の取引を行わないこと。特に、特定動物の取引に当たっては、あらかじめ、その相手方が法第 26 条第 1 項の許可を受けていることを許可証等により確認し、許可を受けていないことが確認された場合にあつては、当該特定動物の取引を行わないこと。【規則第八条第十号】
- ヌ ケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあつては、この限りでない。【①細目第五条第一号ロ】
- ル ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする。【①細目第五条第一号ハ】
- ヲ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。【①細目第五条第一号ニ】
- ワ 幼齢な犬、猫等の社会化(その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ)。を必要とする動物

については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。【①細目第五条第一号ホ】

カ 保管業者及び訓練業者にあつては、飼養又は保管をする動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管をすることが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に収容すること。競りあわせん業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合にも、同様の措置を講ずるよう努めるものとする。【①細目第五条第一号ヘ】

コ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。【①細目第五条第一号チ】

ク 犬又は猫を飼養又は保管する場合にあつては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

ケ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。【①細目第五条第一号リ】

コ 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、飼養又は保管をする犬又は猫を、1日当たり3時間以上運動スペース内で運動させること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

ク 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動その他の犬又は猫との触れ合いを毎日、行うこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

ネ 販売業者、貸出業者及び展示業者であつて、夜間に営業を行う場合にあつては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又は猫の飼養施設内に立ち入ること等により、犬又は猫の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。【①細目第五条第一号ヌ】

ナ 展示業者及び訓練業者にあつては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。【①細目第五条第一号ヲ】

ネ 貸出業者にあつては、貸し出した動物が撮影に使用される場合には、動物本来の生態及び習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、貸出先において、動物に過度の苦痛を与えないよう、利用の時間、環境等が適切に配慮されるようにすること。【①細目第五条第一号ワ】

ム 1日1回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。【①細目第五条第一号カ】

ウ 動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講ずること。【①細目第五条第一号レ】

エ 販売業者、展示業者及び貸出業者にあつては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及

び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。【①細目第五条第一号ソ】

ノ 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。【①細目第五条第五号】

- (1) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。
- (2) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。
- (3) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、顧客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じること。顧客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないようにすること。

オ 第一種動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものであることにかんがみ、譲渡し等によって生存の機会を与えるよう努めること。

【①細目第五条第六号イ】

ク 疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。【①細目第五条第六号ロ】

ヤ 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。【①細目第五条第六号ハ】

マ 動物の飼養又は保管をする場合にあつては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。【①細目第五条第六号ニ】

ケ 第一種動物取扱業の実施に係る広告については、次に掲げる方法により行うこと。【①細目第六条第一号】

- (1) 氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、第一種動物取扱業の種別、登録番号並びに登録年月日及び登録の有効期間の末日並びに動物取扱責任者の氏名を掲載すること。
- (2) 安易な飼養又は保管の助長を防止するため、事実と反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に強調すること等により、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのない内容とすること。

フ 販売業者にあつては、販売に供しているすべての動物を顧客が目視により、又は写真等により確認できるようにすること。また、動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文書（電磁的な記録を含む。）により表示すること。【①細目第六条第二号】

- (1) 品種等の名称
- (2) 性成熟時等の標準体重、標準体長等体の大きさに係る情報

- (3) 性別の判定結果
 - (4) 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等）
 - (5) 生産地等
 - (6) 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
- コ 法第 22 条第 3 項の都道府県知事が実施する動物取扱責任者研修において動物取扱責任者が得た知識を、他の職員全員に伝達し習得させるための措置を講じること。【①細目第六条第三号】
- エ 動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況（販売先に係る情報を含む。）について記録した台帳を調製し、これを 5 年間保管すること。ただし、動物販売業者等が、法第 21 条の 5 第 1 項に基づき動物の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りでない。【①細目第六条第四号】
- テ 競りあっせん業者にあつては、実施する競りに参加する事業者が第一種動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。【①細目第六条第五号】

（第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準）

第三条 法第 24 条の 4 第 1 項の規定において準用する法第 21 条第 1 項の規定による第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

- イ 飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。【②細目第二条】
- (1) 飼養施設の建物及びこれらに係る土地について、事業の実施に必要な権原を有すること。
 - (2) 定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。
 - (3) 1 日 1 回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。
 - (4) 清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録するよう努めること。
 - (5) 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。
 - (6) 動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあつては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。
 - (7) 動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施錠設備を備えること。
- ロ 飼養施設及びそれに備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。【②細目第三条】
- (1) 飼養施設は、施行規則第 10 条の 6 第 2 項第 2 号イからトまでに掲げる設備を備えること。
 - (2) 飼養施設は、必要に応じて、排水設備、洗浄設備、廃棄物の集積設備及び空調設備を備えるよう努めること。
 - (3) 臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設的环境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあつては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること。

- (4) ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。
- (5) 飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の内容及び実施の方法にかんがみ、事業に供する動物の適正な取扱いのために必要な構造及び規模とすること。
- (6) 飼養施設の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造とするよう努めること。
- (7) 飼養施設は、飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度とすること。
- (8) 飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。
- (9) 飼養施設の構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと。
- (10) ケージ等は、次に掲げるとおりとすること。
 - (イ) 底面は、ふん尿等が漏えいしない構造であること。
 - (ロ) 側面及び天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことができる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等の特別の事情がある場合にあっては、この限りでない。
 - (ハ) 飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。
- (ニ) 動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。
- (ホ) ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

(i) 犬猫以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。また、飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。

(ii) 犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。

① 犬にあっては、1頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長（胸骨端から坐骨端までの長さをいう。以下同じ。）の2倍以上、横の長さが体長の1.5倍以上及び高さが体高（地面からキ甲部までの垂直距離をいう。以下同じ。）の2倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、縦の長さがこれらの犬の体長の合計の2倍以上、横の長さがこれらの犬の体長の合計の1.5倍以上及び高さがこれらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の2倍以上）とすること。

② 猫にあっては、1頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の2倍以上、横の長さが体長の1.5倍以上及び高さが体高の3倍以上（複数の猫を同一の

ケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、縦の長さがこれらの猫の体長の合計の2倍以上、横の長さがこれらの個体の体長の合計の1.5倍以上及び高さがこれらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の3倍以上) とするとともに、ケージ等内に1以上の柵を設けることにより、当該ケージ等を2段以上の構造とすること。

③ 運動スペース一体型飼養等を行う場合にあっては、ケージ等は、それぞれ次のとおりとすること。

(a) 犬にあっては、1頭当たり(ケージ等内が親とその子犬のみの場合にあっては、子犬はこれを頭数に含めない。)のケージ等の規模は、1頭当たりの床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の床面積の6倍(複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその2分の1)以上及び高さが体高の2倍以上とすること。

(b) 猫にあっては、1頭当たり(ケージ等内が親とその子猫のみの場合にあっては、子猫はこれを頭数に含めない。)のケージ等の規模は、1頭当たりの床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の床面積の2倍(複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその2分の1)以上及び高さが体高の4倍以上とするとともに、ケージ等内に2以上の柵を設けることにより、当該ケージ等を3段以上の構造とすること。

④ 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の広さを有する運動スペースを備えること。

(11) ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。また、犬又は猫の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする(犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。)とともに、錆、割れ、破れ等の破損がないものとする。

(12) ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とするよう努めること。

(13) ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること。

ハ 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。【②細目第四条】

(1) ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

(2) ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えるよう努めること。

(3) ケージ等の清掃を1日1回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。

(4) ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷き

を敷く等の措置を講じること。

(5) 届出をして保管業を行う者及び届出をして訓練業を行う者にあつては、前号に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。

(6) 動物の逸走を防止するため、ケージ等及び訓練場に、必要に応じて施設設備を備えること。

(7) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、運動スペースは、常時、犬又は猫の運動の用に供することができる状態で維持管理を行うこと。

二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。【②細目第五条第一号イ】特に、犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員（常勤の職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を職員数とする。）1人当たりの飼養又は保管をする頭数（親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る。）は除く。）の上限は、犬については20頭、猫については30頭とし、このうち、繁殖の用に供する犬については15頭、猫については25頭とする。ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限は、別表のとおりとする。

三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

イ 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。【②細目第五条第一号へ】

ロ 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺的生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

ハ 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。）に応じて光環境を管理すること。

ニ 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。【②細目第五条第一号ヲ】

ホ 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺的生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないよう、動物を管理すること。【②細目第五条第一号ワ】

四 動物の疾病等に係る措置に関する事項

イ 飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。【②細目第五条第二号】

(1) 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにするよう努めること。

(2) 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。

(3) 1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、毎年1回以上獣医師による健康診断（繁殖に供する場合にあっては、繁殖の適否に関する診断を含む。）を受けさせ、その結果を記載した診断書を5年間保存すること。

- (4) 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うよう努めること。
- (5) 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。
- (6) ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

ロ 譲渡業者（届出をして譲渡業を行う者をいう。以下同じ。）にあっては、譲渡しに当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を譲渡先に交付すること。また、当該動物を譲渡した者から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。【規則第十条の九第二号】

五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

イ 届出をして展示業を行う者にあっては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けるよう努めること。【②細目第五条第一号リ】特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合にあっては、当該犬猫が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行わない時間を6時間ごとに設けるよう努めること。

ロ 動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあっては、次に掲げる方法により行われるようにすること。【②細目第五条第四号】

- (1) 輸送設備（動物の輸送に係る設備をいう。以下同じ。）は、確実に固定すること等により衝撃による転倒を防止すること。
- (2) 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。
- (3) 必要に応じて空調設備を備えること等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるよう努めること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (4) 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (5) 動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。
- (6) 衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺の生活環境の保全に必要な措置を講じること。

(7) 譲渡業者及び貸出業者にあっては、その飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。

六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

イ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に

供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあってはこの限りでない。【②細目第五条第三号イ】

ロ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。【②細目第五条第三号ロ】

ハ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために犬を繁殖させる場合には、生涯出産回数を6回までとするとともに、雌の交配時の年齢を6歳以下とすること。ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は7歳以下とする。

ニ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために猫を繁殖させる場合には、雌の交配時の年齢を6歳以下とすること。ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は7歳以下とする。

ホ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。

ヘ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であつて、帝王切開を行う場合にあつては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを5年間保存すること。

ト 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、第4号ハに規定する健康診断、トに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

イ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと。

- (1) 被毛に糞尿等が固着した状態
- (2) 体表が毛玉で覆われた状態
- (3) 爪が異常に伸びている状態
- (4) その他犬又は猫の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

ロ 譲渡業者にあつては、譲渡しをしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、譲渡しに当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を譲渡先に対して説明すること。【規則第十条の九第一号】

- (1) 品種等の名称
- (2) 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模

- (3) 適切な給餌及び給水の方法
 - (4) 適切な運動及び休養の方法
 - (5) 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- ハ 届出をして貸出業を行う者にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、貸出しに当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。【規則第十条の九第三号】
- (1) 品種等の名称
 - (2) 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
 - (3) 適切な給餌及び給水の方法
 - (4) 適切な運動及び休養の方法
 - (5) 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- ニ ケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあつては、この限りでない。【②細目第五条第一号ロ】
- ホ ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする。【②細目第五条第一号ハ】
- ヘ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。【②細目第五条第一号ニ】
- ト 幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ。）を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をするよう努めること。【②細目第五条第一号ホ】
- チ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。【②細目第五条第一号ト】
- リ 犬又は猫を飼養又は保管する場合にあつては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。
- ヌ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。【②細目第五条第一号チ】
- ル 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、飼養又は保管をする犬又は猫を、1日当たり3時間以上運動スペース内で運動させること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。
- ロ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動その他の犬又は猫との触れ合いを毎日、行うこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。
- ワ 届出をして展示業を行う者及び届出をして訓練業を行う者にあつては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。【②細目第五条第一号ヌ】

カ 1日1回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認すること。【②細目第五条第一号ル】

コ 動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。

【②細目第五条第一号カ】

タ 届出をして展示業を行う者及び届出をして貸出業を行う者にあつては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。【②細目第五条第一号コ】

レ 飼養又は保管する動物の管理に係る責任者を選任するよう努めること。【②細目第五条第一号タ】

ソ 動物を見物客等と接触させる場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。【②細目第五条第五号】

(1) 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、見物客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、見物客等が危害を受け、又は動物若しくは見物客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、見物客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

(2) 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、見物客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じるよう努めること。見物客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないよう努めること。

ツ 動物の譲渡し又は貸出しは、次に掲げる方法により行うこと。【②細目第五条第六号】

(1) 譲渡業者にあつては、可能な限り、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を譲渡しに供するよう努めること。

(2) 譲渡業者及び届出をして貸出業を行う者にあつては、可能な限り、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を譲渡し又は貸出しに供するよう努めること。

(3) 譲渡業者にあつては、口に掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、譲渡しに当たって、あらかじめ、これらの情報を譲渡先に対して説明するよう努めること。

(イ) 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報

(ロ) 平均寿命その他の飼養期間に係る情報

(ハ) 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法

(ニ) 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）

(ホ) (ニ)に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）

(ト) 性別の判定結果

(チ) 生年月日

(リ) 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

(ヌ) 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況

(ル) ロ(1)から(5)まで及び(イ)から(ヌ)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

(4) 届出をして貸出業を行う者にあつては、ハに掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、貸出しに当たって、あらかじめ、これらの情報を貸出先に対して説明するよう努めること。

- (イ) 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- (ロ) 性別の判定結果
- (ハ) 生年月日
- (ニ) 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況
- (ホ) 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
- (ヘ) ハ（1）から（5）まで及び（イ）から（ホ）までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

ネ 第二種動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものであることにかんがみ、譲渡し等によって生存の機会を与えるよう努めること。

【②細目第五条第七号イ】

ナ 疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。【②細目第五条第七号タ】

ラ 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。【②細目第五条第七号ハ】

ム 動物の飼養又は保管をする場合にあつては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。【②細目第五条第七号ニ】

ウ 動物の譲受け、譲渡し、繁殖、死亡等の取り扱う動物の増減の状況について記録した台帳を調整し、これを5年間保管すること。ただし、犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者が、法第24条の4第2項において準用する同法第21条の5第1項に基づき犬猫等の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りではない。【②細目第五条第七号ホ】

【別表】犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限
(第2条第2号、第3条第2号関係)

飼養等をする犬又は猫の区分	飼養又は保管をする犬の頭数		飼養又は保管をする猫の頭数	
	犬の頭数	うち繁殖の用に供する頭数	猫の頭数	うち繁殖の用に供する頭数
飼養又は保管することが可能な1人当たりの頭数の上限の組合せ	0	0	30	25
	1	1	29	24
	1	1	28	23
	2	2	27	23
	3	2	26	22
	3	2	25	21
	4	3	24	20
	5	4	23	19
	5	4	22	18
	6	5	21	18
	7	5	20	17
	7	5	19	16
	8	6	18	15
	9	7	17	14
	9	7	16	13
	10	8	15	13
	11	8	14	12
	11	8	13	11
	12	9	12	10
	13	10	11	9
13	10	10	8	
14	11	9	8	
15	11	8	7	
15	11	7	6	
16	12	6	5	
17	13	5	4	
17	13	4	3	
18	14	3	3	
19	14	2	2	
19	14	1	1	
20	15	0	0	

犬の頭数及び猫の頭数は、親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る。）を除く。

(2) 第一種動物取扱業の登録基準に定める事項(規則の改正)

第一種動物取扱業の登録基準を規定する現行の規則第3条を改正し、犬猫に係る飼養施設、設備(ケージの規模等)及び従業者数(1人当たり飼養頭数)に関する遵守基準については、登録基準にも準用することとし、関連する規定を追加する。

※下線・赤字：犬猫の飼養管理基準の具体化に伴い新設・改正した部分。

※斜体：現行の規則に規定されている事項。

(第一種動物取扱業の登録の基準)

第三条 法第12条第1項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～七 (略)

八 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、事業所ごとに基準省令第3条第2項に定める動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する基準に適合する員数の従業者を確保する見込みがあること。

2 法第12条第1項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準は、次に掲げるものとする。

一～八 (略)

九 犬又は猫の飼養施設は、次に掲げるとおりであること。

イ 前各項に掲げるもののほか、基準省令第3条第1項に定める飼養施設に関する基準に適合するものであること。

ロ 他の場所から区分する等の夜間(午後8時から午前8時までの間をいう。以下同じ。)に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること(販売業、貸出業又は展示業(動物の展示を業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする者であって夜間に営業しようとする者に限る。)。ただし、特定成猫(次のいずれにも該当する猫をいう。以下同じ。)の飼養施設については、夜間のうち展示を行わない間に当該措置が講じられていること(販売業、貸出業又は展示業を営もうとする者であって夜間のうち特定成猫の展示を行わない間に営業しようとする者に限る。))。

(1) 生後1年以上であること。

(2) 午後8時から午後10時までの間に展示される場合には、休息できる設備に自由に移動できる状態で展示されていること。

3～6 (略)

(3) 現行省令の改正

基準省令の策定に伴い、第一種動物取扱業の遵守基準を規定する規則第8条及び第二種動物取扱業者の遵守基準を規定する規則第10条の9を削除する。

(4) 現行の細目(告示)の廃止

基準省令の策定に伴い、第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目(平成18年1月環境省告示第20号)及び第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目(平成25年4月環境省告示第47号)を廃止する。

(5) マイクロチップ関連規定の基準省令への位置づけ

令和4年6月1日に施行される犬及び猫へのマイクロチップの装着等の義務化に当たり、犬猫等販売業者による当該義務の履行を一層担保するとともに、繁殖年齢等に係る遵守基準の遵守状況の確認を確実なものとするために、法第21条第1項に基づき環境省令で定める基準に犬及び猫へのマイクロチップの装着等を規定することにより、自治体が必要に応じて勧告、命令等を行える仕組みが必要である。この点については、法第39条の2から第39条の26に定めるマイクロチップ関連条項から委任される環境省令の検討を行う際に、あわせて検討し、規定することとする。

(6) 関連様式等の改正

上記関連規定の実効性を確保するため、第一種動物取扱業登録申請書の様式、繁殖実施記録台帳の参考様式等について、犬猫の生涯出産回数の記載を追加する等の所要の改正を行う。